

令和3年（行ウ）第7号町議会議員懲罰処分取消等請求事件

原告 土屋由希子

被告 湯河原町

5

準備書面 4

令和4年3月31日

横浜地方裁判所第1民事部合議B係 御中

10

被告訴訟代理人

弁護士 川 島 清 嘉



同 川 島 志 保



15

同 中 村 真由美



同 原 田 隆之介



20 本準備書面4には、原告準備書面（4）及び（5）に対する被告の反論を記載する。

第1 秘密会における議事の秘密について

1 議事の秘密の保護について

25 （1）原告は、①秘密会における議事の秘密の保護は、傍聴と取材を排除することによって目的が達せられる（原告準備書面（4）の5頁、4行目）、②

審査会答申（甲 7 5）も、「秘密会の議事は、公表しない」とする会議規則第 9 2 条第 1 項の定めは、傍聴人の排除や積極的な公表を行わないという趣旨である（原告準備書面（5）の 2 頁末尾）と判断した主張する。

5 (2) しかし、会議規則第 9 2 条第 1 項は、「秘密会の議事の記録は公表しない」と定め、秘密会の会議を非公開とするだけでなく、「議事の記録」を公表しないことを定めている。したがって、傍聴人の排除等や積極的な公表を行わないことによって秘密会における議事の秘密が保護されるとの原告の主張が失当であることは明らかであろう。

10 (3) さらに、地方公共団体の住民には、情報公開条例その他法令の明文規定の有無にかかわらず会議の会議録の閲覧請求権が認められる（最判昭和 5 0 年 4 月 1 5 日地方自治 3 3 7 号 1 0 1 頁。乙 2 9）。

(4) 秘密会について、傍聴や取材を制限し、その議事を積極的に公表しない措置を講じたとしても、住民等から会議の秘密会会議録の閲覧請求があった場合には、議会は、会議録の閲覧請求を拒むことができない。

15 (5) 秘密会の議事録には、①個人情報（情報公開条例 5 条 1 号）に加えて、②公開されることにより議会における率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがある情報（同 5 条 3 号）、③事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報（同 5 条 4 号）などの非公開情報が含まれている（御
20 庁令和 3 年（行ウ）行政文書非公開決定処分取消等請求事件の令和 4 年 2 月 2 日判決（乙 3 0 の 2 1 頁参照）から、秘密会会議録の公開禁止や閲覧請求の拒絶を含め、秘密会の議事が他に漏れることを禁止の対象にしなければ、会議規則第 9 2 条第 1 項及び第 2 項並びに法第 1 1 5 条第 2 項が定めた秘密会の秘密性を確保することができないことは明らかである。

25 (6) 以上の理由により、会議規則第 9 2 条第 1 項の定めは、秘密会会議録の公開や閲覧請求の拒絶を含めて、秘密会の議事が他に漏れることを禁止の対象としていることは明らかであろう。

2 秘密会の議事の記録は秘密として厳重に管理されている

- (1) 湯河原町議会では、秘密会における議事の範囲を明確にするために、秘密会を開催する場合には、委員長が秘密会の開会と閉会を宣言し、会議録には秘密会の開始時刻と閉会時刻が明記されている。さらに、秘密会の議事に入る前に、委員長が議員に対し、秘密の保持に反した場合には懲罰の対象となる旨の注意をしている（甲1の最終頁、甲20の3／4頁、甲23の5頁末尾、甲29の6頁末尾～7頁冒頭、甲35の6頁、甲37の2頁末尾～3頁冒頭、甲38の2頁末尾）。その詳細については、被告準備書面2の12頁に記載したとおりである。
- (2) 乙31は、湯河原町議会委員会秘密会の議事の記録の作成方法及び保管方法について、議会事務局が作成した説明資料と写真である。これによると、秘密会の議事の記録は、封筒に封緘されて、何人も開封できない状態で保管されている。また、秘密会議事録作成時に使用した録音データやワードファイルは、議事の記録の保管が完了した時点で破棄され、秘密会議事録は、封緘された封筒の中に紙媒体でのみ存在する。さらに、平成12年以降の秘密会の議事の記録は、すべて封緘されたままとなっていて、開封された形跡がなく、湯河原町の情報公開条例が制定された平成17年以降において、その内容が公表されたことはない（平成12年より前の委員会の議事の記録については、電子化がされていないため、秘密会開催の有無を検索することができず、秘密会開催の有無や議事の記録の保管状況が判明しない状況にあるが、同様の方法で保管がされていたものと考えられる。）。
- (3) 湯河原議会では、秘密会の議事の記録は、会議規則92条1項の「秘密会の議事の記録は、公表しない」との文言どおり厳格に保管されている。
- (4) 以上の検討によれば、湯河原町議会では、これまで「秘密会の議事」とは、「秘密会としての議事開始が宣告されてから議事終了が宣告されるまでの間の秘密会における全ての議事」を指すものと理解して秘密会の運営がさ

れ、秘密会の議事の記録についても、当該理解に即して厳格に管理されていることが分かる。

第2 検査権の行使について

5 1 総務省の調査（甲57の2）について

（1）原告は、総務省の調査（甲57の2）を根拠として、①特別委員会の設置議決が当然に検査権の付与を伴うものであれば、総務省が特別委員会の設置情報に加えて検査権付与の有無を調査して公表する意味がない、②議会が求める資料の提出を執行機関が拒否することは通常ありえないので、特別委員会の設置に際し法98条の検査権が付与の議決がされるのは、例外的に資料提出を拒否するおそれが認められる場合に限られるとして、③湯河原町の町税等特別委員会の設置に際しては、法98条の検査権を付与する旨の明示の議決がないから、町税等特別委員会には法98条の検査権がない、と主張する（原告準備書面（4）の5頁）。

15 （2）しかし、議会が求める資料の提出を執行機関が拒否することは通常ありえないという原告主張の前提が正しいとしても、それは、議会（又はその委員会）には法98条1項に基づく検査権が与えられているからであって、議会に法98条1項に基づく検査権の付与が不要であるとする根拠にはならない。

20 （3）次に、湯河原町の町税等特別委員会に法98条1項に基づく検査権が付与されていることは、被告準備書面2の16頁及び被告準備書面3の6頁に記載したとおりである。総務省の調査（甲57の2）において、特別委員会のうち法98条1項に基づく検査権を付与したと報告された事例が少ないのは、総務省には、検査権の付与を明示した議決をした場合だけが報告・集計
25 されていて、湯河原町議会の町税等特別委員会のように、委員会設置の際の議決に法98条1項の検査権付与が明示されていない場合には、統計上の数

値に反映されていないためと思われる。

- (4) 総務省の調査結果を子細に検討すると、法 98 条の検査権を与えられた 29 件の決算特別委員会（ないし決算審査特別委員会）のうち、28 件の事例では平成 28 年及び平成 29 年の両年度に法 98 条の検査権が付与されている（例えば甲 57 の 2、1 枚目の千葉県の決算審査特別委員会では平成 28 年度と平成 29 年度の両年度に検査権の付与がされている。このことは、同 2 枚目の北海道帯広市を含む 13 の地方議会でも同様である）。調査期間である 2 年間のうち 1 年度に限って検査権の付与がされているのは、香川県琴平町（同最終頁）の 1 件だけである。
- (5) このことから、総務省に対し検査権を付与した旨の回答をした地方自治体の地方議会は、執行機関が資料の提出を拒否する可能性があることを理由に特別に検査権付与の決議をしているのではなく、当該地方議会の従前からの慣行に従って、特別委員会設置の際に明示的に検査権付与の決議をしていることがうかがえる。
- (6) 以上の理由により、総務省の調査（甲 57 の 2）を根拠として、町税等特別委員会の設置に当たって法 98 条の検査権を付与する旨の明示の議決がないから、町税等特別委員会には法 98 条の検査権がないとする原告の主張は失当である。

2 町税等特別委員会会議録の内容について

- (1) 原告は、町税等特別委員会の会議録の内容は、執行機関が議員の協力を得て町税等の徴収率を上げようとはかった事実を示していて、議会の執行機関に対する監視権としての性格とは真逆の方向であり、滞納者名簿の提供が法 98 条に基づく検査権の行使であるとする被告の主張と矛盾する、と主張する。
- (2) しかし、被告準備書面 3 の 8 頁末尾に詳述したとおり、湯河原町では、平成 23 年の町税滞納率が神奈川県内 14 町村の中で最も高く、滞納した税

金の回収率も県内町村の中で最も低い状況にあった。平成23年10月以降、湯河原町議会が町税等特別委員会を設置した（甲31、乙9の1）のは、湯河原町議会として、町税等に係る事務を執行機関が適正に執行しているか否かをチェックする必要があったためである。

5 (3) 町税等特別委員会の会議録における執行機関職員の発言は、滞納に係る情報を議会と執行機関が共有することによって、執行機関として徴収事務の向上を図りたい趣旨の内容であって、町税等に係る事務を執行機関が適正に執行しているかどうかを議会としてチェックする機能と矛盾するものではない。

10 (4) さらに、原告は、神奈川県から湯河原町に税務職員が派遣され、町の徴収事務の問題点を指摘する「提言」（甲74の2）を受けていたことを理由に、「時効管理や滞納処分の停止、不能欠損の処理が適切かどうかは個別の事案ごとの専門的、実務的判断にかかるものであって、税務職員以外の者の意見に左右されるべきものではない」（原告準備書面（4）の11頁中段）
15 と主張し、「提言」で指摘された徴収事務の問題点は、滞納者の個人情報を議会に提供することによって解決できる問題ではない、とも主張する。

(5) しかし、議会が町税等特別委員会を設置したのは、町の徴収事務には提言に記載されたような深刻な問題があり、これを議会がチェックするためには、滞納者の個人情報を含め税金の滞納や滞納した税金の回収の状況について、その具体的状況を詳細に知る必要があるからである。町税等特別委員会の役割は、個別の事案について、執行機関に代わって徴税事務を行うことではない。

20 (6) 議会が滞納者名簿の提供を受けて執行機関の徴税事務の適否をチェックすることと、執行機関が神奈川県から派遣された税務職員の「提言」を受けて
25 徴収事務の向上を図ることとは何ら矛盾するものではない。

第3 個人情報取扱事務登録簿の記載について

- 1 原告は、滞納者名簿の湯河原町議会への提供は、個人情報取扱事務登録簿に記載すべき個人情報の提供（個人情報保護条例7条1項6号、甲19）に該当し、個人情報取扱事務登録簿は公表しなければならない（同条6項）から、原告が議会に提出された滞納者名簿の取扱い方法を公表したとしても、
5 秘密会の議事の秘密を漏洩したことにはならない、と主張する（原告準備書面（5）の4頁）。しかし、原告の主張は、下記理由により失当である。
- 2 個人情報保護条例では、「個人情報の利用及び提供の範囲」を個人情報取扱事務登録簿の記載事項（7条1項6号）とし、実施機関は「取扱目的以外の目的のため保有個人情報を・・・提供してはならない」（9条1項）と定
10 めている。その上で、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱目的以外のために保有個人情報を・・・提供することができる」（同条2項）と規定し、「法令等に基づき・・・提供するとき」（同項1号）には、個人情報取扱事務登録簿に記載された範囲以外のために個人情報を提供することを認めている。
- 3 個人情報保護条例の上記の規定ぶりからすれば、個人情報取扱事務登録簿に記載すべき事項は、「本来の提供の範囲」であって、条例9条2項の目的外利用による場合を含まないことは明らかである。
- 4 神奈川県情報公開条例に係る「個人情報事務登録簿の記入要領」にも、
20 「ここでの利用は、目的内で利用する場合です。目的外の利用については、この登録簿に記載する必要はありません」（乙33の19項）との説明がある。
- 5 以上の理由により、個人情報取扱事務登録簿の記載事項を根拠に、原告が滞納者名簿の取扱い方法を公表したとしても、秘密の漏洩には該当しないと
25 する原告の主張が失当であることも明らかである。

第4 原告の名誉が「議会ゆがわら」の記事によって毀損された事実はない

1 「議会ゆがわら」の記事は、議会に与えられた裁量の範囲内であって、違法性はない

5 (1) 原告は、「議会ゆがわら」116号の2頁から5頁に記載された第一次及び第二次懲罰に関する記事（以下「本件記事」という。）によって、原告の社会的評価が低下して名誉が毀損されたとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めている。

10 (2) 原告は、また、本件記事が「原告の懲罰理由を具体的に過不足なく記載して住民の判断に供するものではなく、原告の行為を『秘密会の議事の口外』という一般的・抽象的な表現にすり替えて、・・・『町民の皆様並びに行政機関に多大なるご迷惑をかけた責任』が原告にある・・・という結論に町民を誘導するために作成されたものでもある」（原告準備書面（5）の6頁）と主張し、原告の社会的評価の低下は、第一次及び第二次懲罰によって生じたものではなく、原告の議会における発言の経緯や主題の記載を怠った本件記事自体によって生じたかのような主張をしている。

15 (3) 原告の主張が上記の趣旨であるとすれば、本件記事は、議会における議事の内容や懲罰に対する議会としての見解を住民に周知させるという目的で掲載されたものであって、ことさらに原告の社会的評価を低下させることを目的とし、社会的相当性を逸脱する態様によって行われたものではない。原告の発言の経緯や主題を「議会ゆがわら」に記載するか否かは、議会の裁量に委ねられているから、本件記事にこれらの事実が記載されていなかったとしても、本件記事に国家賠償法上の違法事由があると評価される余地はない。

20 (4) なお、本件記事が、町議会における原告の議員としての発言という公共の利害に関する事実について、原告が第一次及び第二次懲罰を受けた経緯を町民に説明する目的で作成され、町民に配布されたものであり、事実の摘示

に関する記事及び議会の意見表明の前提となる事実は全て真実であることは、被告の答弁書 18 頁以下に記載したとおりである。これらの点からしても、本件記事が国家賠償法上違法になるはずがない。

2 第一次及び第二次懲罰によって原告の名誉が毀損された事実はない

5 (1) 原告は、懲罰の対象とされた令和 2 年 9 月 7 日の湯河原議会定例会における原告の発言について、その当日に神奈川新聞の記者の取材に応じて議会における発言の内容を公表したり、その翌日には自らの SNS において、議会における発言の内容を外部に積極的に発信している（甲 4 及び 5）。

10 (2) さらに、原告が発信した SNS には、議会における原告の発言について、「私はこれから町議会でどのような処分かになるかと思います」「今度の一般質問は議員辞職覚悟でやります」との記載がある（甲 5）。

(3) 原告は、原告の定例会における発言が議会による懲罰の対象となる可能性があることを指摘し、そのことを原告自らが外部に対して積極的に発信している（甲 5）。

15 (4) 議員に対する議会の懲罰処分が、一般論としては、議員の社会的評価を低下させる性質を有するとしても、本件では、懲罰を受ける可能性があることを原告自らが積極的に外部に公表している。したがって、原告には、原告の社会的評価が低下するとの認識はなく、逆に、自らの発言の内容や議員としての信条が正しいことを住民に対してアピールするための材料として用い
20 ているようである（甲 5 及び 22）。

(5) 以上の理由により、本件においては、第一次及び第二次懲罰によって、原告の社会的評価が低下し、原告の名誉が毀損された事実は認められない。

以上